

ハンズオン支援事業



貴社の抱える **ビジネス課題**^{※1} に応じて
専門家を無料派遣^{※2} する事業です！

※1：知財に関連する幅広いテーマが支援対象となります。

※2：支援企業は10社程度を採択予定。不採択の場合には関連支援施策をご紹介します。

応募締切：令和元年8月9日（金）17:00

応募ページ：中部経済産業局 公式HP（本事業紹介ページ）



https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/sesaku/hands_on/fy01_hands_on.html

検索

中部経済産業局 知財 ハンズオン

応募
資格

社内にある知的財産の見える化、既にある知的財産（権）の活用などにより
経営課題・事業課題を解決したいとお考えの
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県に所在する
中小企業やベンチャー企業等の事業者（個人や創業準備中の方は除く）

支援
テーマ
(例)

ブランド・デザイン戦略、商品開発時の知財体制強化、
新市場（海外・異分野）への展開、営業秘密・ノウハウ管理、
知的財産にかかる契約・ライセンス 等

詳細は
裏面→

【知的財産経営ハンズオン支援調査事業 運営事務局】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

政策研究事業本部 研究開発部 担当：平川、鈴木、萩原、長尾

電話番号：052-307-1103 メールアドレス：chubu-ho@murc.jp

【事業主体】

中部経済産業局 地域経済部

産業技術課 知的財産室 担当：長村、小岩井、正

電話番号：052-951-2774 メールアドレス：bzl-chb-chizai@meti.go.jp

■を@に戻してからメールを送信してください。

令和元年度「知的財産経営 ハンズオン支援事業」について

①事業概要・目的

- ・採択企業様へ専門家(弁理士・弁護士・中小企業診断士・技術専門家等)を派遣し、知的財産に係る経営課題・事業課題の解決を支援します。
- ・専門家の派遣は無料で実施します。採択企業様の課題に応じ、当該分野の知見を持つ専門家を派遣します。
- ・専門家の具体的な助言・指導を通じ、知的財産経営の実践・高度化(知財の切り口で、事業運営のレベル向上や業績拡大)を支援します。なお、自ら課題解決に取り組む企業等を応援する事業につき、労務やサービスの提供は対象外となります。

②実施期間

- ・採択決定日(8月下旬頃)～翌年2月末頃

③応募資格

- ・社内にある知的財産の見える化、既にある知的財産(権)の活用などにより経営課題・事業課題を解決したいとお考えの愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県に所在する中小企業やベンチャー企業等の事業者(個人や創業準備中の方は除く)

④応募締切

- ・令和元年8月9日(金)17:00

⑤お申し込み

下記の応募ページ(入力フォーム)よりお申し込みください。

https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/sesaku/hands_on/fy01_hands_on.html

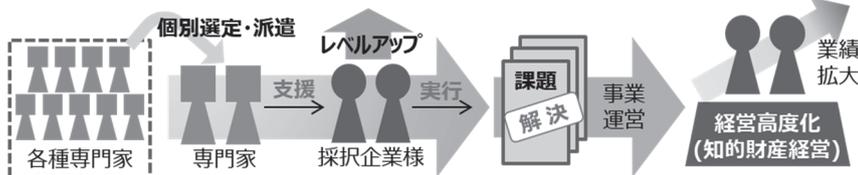
【応募ページに関する問い合わせ先(知的財産経営 ハンズオン支援調査事業 運営事務局)】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 研究開発部(担当:平川、鈴木、萩原、長尾)

本事業の支援イメージ

ハンズオン支援による、担当者のレベルアップサポート

事業者様による課題解決



■支援テーマ例

- ・ブランド・デザイン戦略
- ・商品開発時の知財体制強化
- ・新市場(海外・異分野)への展開
- ・営業秘密・ノウハウ管理
- ・知的財産にかかる契約・ライセンス等

昨年度の支援内容のご紹介

※中部経済産業局ホームページにて昨年度支援事例を紹介中!

A社(岡崎市 製造): サポイン事業で開発した素材の事業化に向けた方向性について検討

→ 技術営業や共同開発の方向性や手法について理解を深め、一部は支援期間中に実践へつなげた。

B社(碧南市 情報サービス): 新たな取引形態の在り方を検討、また、企業のブランディングの方向性についても検討

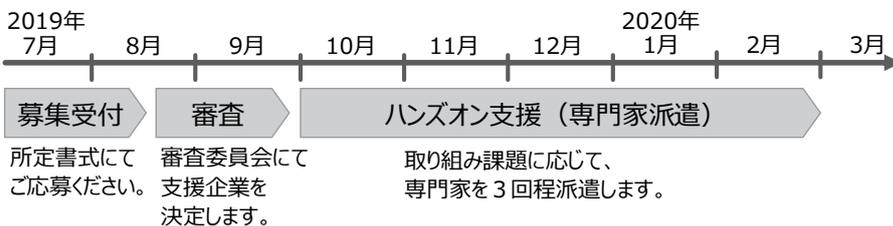
→ 契約形態の在り方や共同開発のポイントを整理できた、ブランディングの取り組みを進める糸口を掴めた。

C社(飛騨市 食品製造): 海外市場での商標活用によるブランド展開、生産工程の高度化・標準化に着手

→ 独自ブランドでの中国市場での展開、位置商標による米国市場展開、生産管理の助言を活用。

応募上の留意点

ハンズオン支援事業のスケジュール



①応募にあたって

- ・令和元年8月9日(金)まで支援企業の応募受付を行います。その後、外部有識者による選定委員会で支援企業の選定を行います。

- ・採択決定後、令和2年2月頃までの期間、専門家を派遣します(3回程度)。あらかじめスケジュールを決めて、課題解決に企業自ら取り組んでいただく事業となります。社内体制が整っていることも採択の条件とします。
- ・支援企業と専門家が協議を行い、支援プランを策定します。支援プランの内容に応じ、複数名の専門家を派遣する場合があります(例: 弁理士と中小企業診断士のチーム)。支援対象は短期的な課題に留まりません。
- ・定期的に進捗状況等を関係者間で共有しながら、支援プランに沿って企業自ら解決に取り組んでいただきます。

②選定基準について

- ・「抱えている課題内容」、「解決に対する意欲」、「実施体制の有無」などを総合的に勘案して支援先を選定します。
- ・課題解決により自社事業にどのような好影響を及ぼすか、応募時に整理いただくことが望まれます。

③事務局について

- ・本事業の実施にあたっては、事業請負先である、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が事務局を務めます。同社は守秘義務を負っており、本事業で知り得た内容等を無断で口外することは決してございません。